

<b>資 料</b> フェニックス3期神戸沖埋立処分場 (仮称)設置事業 環境影響評価準備書手続	No. <b>6</b>
---	-----------------

# 第192回審査会における委員意見に対する回答

令和3年3月

大阪湾広域臨海環境整備センター

1. 第192回審査会における委員意見に対する回答

第192回審査会における委員意見のうち、処分場北側の遮水工について、事業者の回答を以下にお示しします。その他の委員意見に対する回答については、次回の専門部会でご報告します。

【委員からの意見】

処分場の東側と北側は遮水工のみを計画されています。東側については2期処分場の護岸があるので遮水工だけでいいということは理解できますが、北側も遮水工のみで護岸を造らない理由を教えてください。

【事業者の回答】

埋立処分場区域の北側では、国土交通省が直轄事業として、しゅんせつ土砂による埋立作業を行っており、護岸が造られています（図1-1 緑点線部分）。

3期神戸沖埋立処分場の北面は、その護岸に沿って大阪湾広域臨海環境整備センターが遮水工を行う計画としています（図1-2 赤部分）。

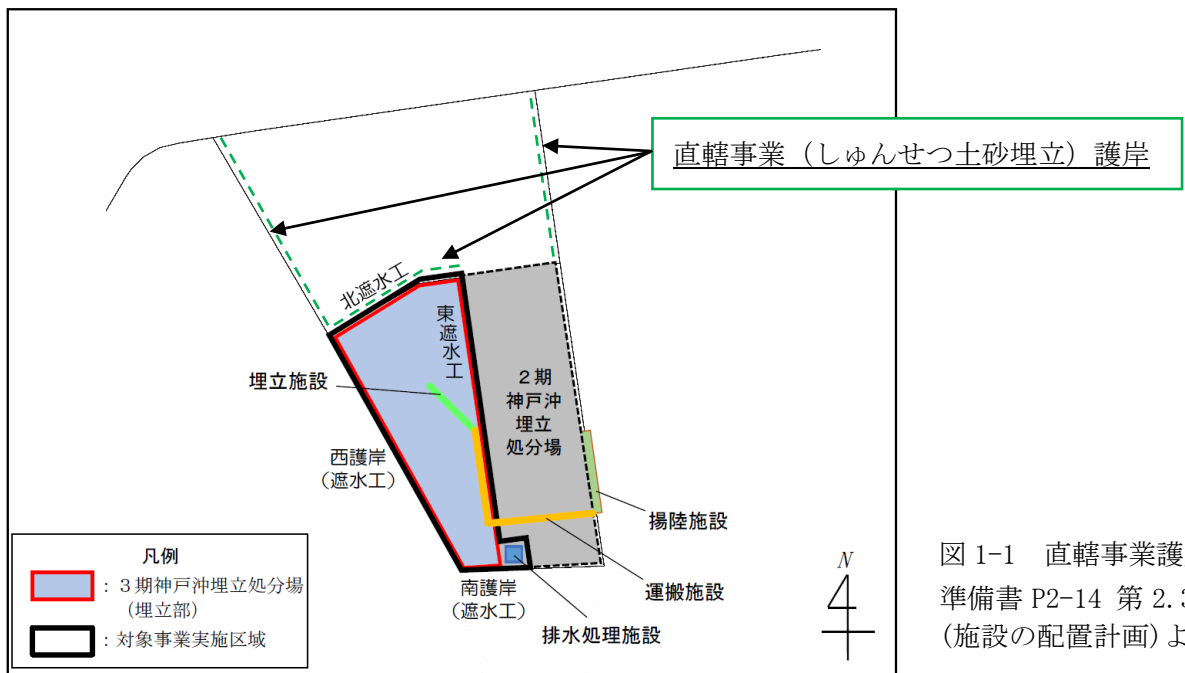


図1-1 直轄事業護岸  
準備書 P2-14 第2.3.1-1 図  
(施設の配置計画)より抜粋

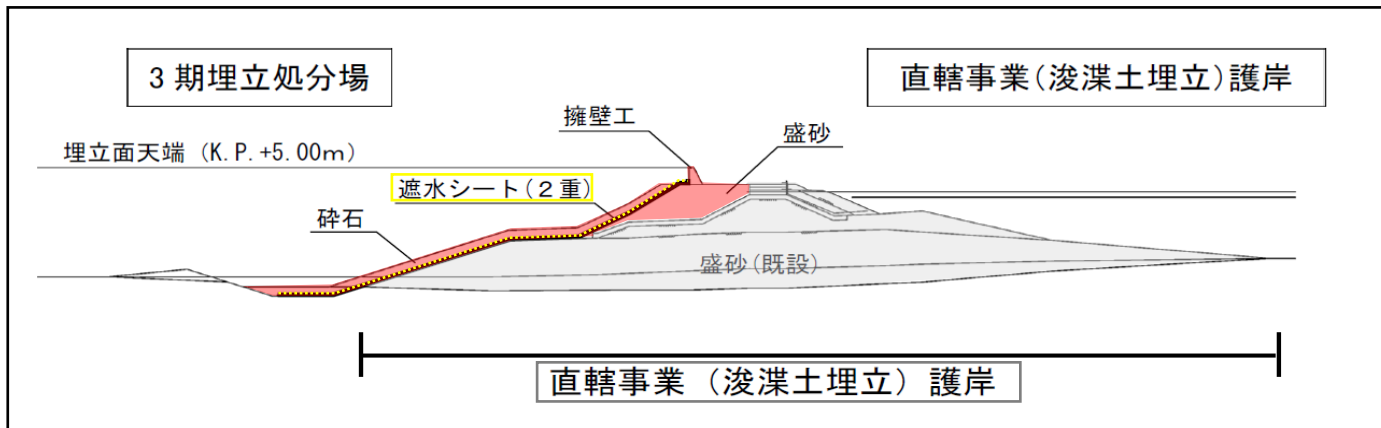


図1-2 北遮水工断面図

準備書 P11.1-2 第11.1.1-1 図(2) (南護岸、東遮水工、北遮水工の断面図)より抜粋